

アクアコイン参加店規約(実証実験用)

第1条(総則)

1. 本規約は津洋信用組合(以下「当組合」といいます。)と参加店(第2条に定めるものをいう。)が、当組合が木更津地域の更なる地域の活性化およびコミュニティの活性化を図るために推進する、スマートフォンアプリを活用した地域通貨電子化プロジェクト(以下「本プロジェクト」といいます。)の実証実験(以下「本プロジェクト実証実験」といいます。)について、相互に協力して実施することを目的として、当組合の発行する「アクアコイン」によって、対象商品の代金の支払いを受ける参加店の取扱いについて定めるものです。
2. 参加店は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいたうえで、本プロジェクト実証実験の期間中、「アクアコイン」による対象商品の代金決済(以下「本サービス」といいます。)をご利用いただくものとします。
3. 本プロジェクト実証実験の期間は、平成30年3月28日から6月24日までとします。但し、当組合の裁量によりこれを短縮することができるものとします。

第2条(定義)

1. 「参加店」とは、当組合へ当組合所定の参加店申込書(実証実験用)を提出し、当組合所定の電子決済用二次元コードを表示する者をいいます。
2. 「参加店店舗」とは当組合から本プロジェクト実証実験への協力依頼を受けてこれを承諾した参加店の店舗をいいます。
3. 「アクアコイン」とは、当組合が発行し、アクアコインアカウント保有者のアクアコインアカウントにおいて保有され、アカウント保有者が、当組合が定めた手順ののっとり携帯端末機を利用して、参加店で購買することが可能な電子マネーをいいます。
4. 「携帯端末機」とは、当組合所定の決済システムに対応する機能を備えた、利用者が所有する携帯電話端末機等をいいます。
5. 「アクアコインアカウント」とは、当組合所定の手続を経て開設されるアカウントをいい、アクアコインを保有することができるアカウントをいいます。
6. 「アクアコインアカウント保有者」とは、アクアコインアカウントを保有する利用者をいいます。
7. 「対象商品」とは、参加店によって販売または提供される商品またはサービスのうち、以下の各号に掲げる商品またはサービス(以下「取扱禁止商品等」といいます。)に該当しないものをいいます。
 - (1) 公序良俗に反するもの、または公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬および向精神薬取締法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(いわゆる薬事法)、ワシントン条約その他法令等の定め違反するもの、およびそのおそれがあるもの
 - (3) 第三者の肖像権、著作権、知的財産権、その他の権利を不当に侵害するもの、およびそのおそれがあるもの
 - (4) 当組合が別途通知したもの
 - (5) その他当組合が不適当と判断したもの
8. 「利用者」とは、本サービスを利用する当組合従業員および当組合が認めた、本プロジェクト実証実験関係者をいいます。

第3条(参加店)

1. 当組合の本プロジェクト実証実験への協力依頼を受けて参加店となることを承諾する申込者は、本規約に同意のうえ、当組合所定の方法により申込みを行うものとします。
2. 当組合は、前項の手続によって提出された申込みの内容及び、必要な審査を行い、申込者を参加店として登録する場合、当該申込者に対して参加店登録を行う旨を通知するものとします。
3. 参加店は、当組合の質問への回答その他当組合が本プロジェクト実証実験に関連して協力を求めた場合は、これに応じるものとします。

第4条(アクアコインでの決済)

1. 本サービスは、参加店における対象商品の代金決済をアクアコインで可能とするサービスです。
2. アカウント保有者は、アクアコインで対象商品を購入する場合は、参加店に対し、当組合所定の方法でアクアコインでの支払いを指定するものとします。アクアコインアカウント保有者が、対象商品の購入の際に、アクアコインでの支払いを指定し、対象商品の代金額がアカウント保有者のアクアコインアカウントにおいて保有するアクアコインの残高の範囲内である場合には、参加店または利用者がアクアコインの残高から購入代金相当額を差し引くことにより、当該代金の支払いがあったものとみなされます。
3. 当組合は、アクアコインアカウント保有者が前項に従いアクアコインで代金決済を行った場合は、当組合所定の方法で当該決済にかかる決済通知を参加店に行うものとします。
4. 当組合は、アクアコインアカウント保有者を含む利用者と参加店との間の対象商品またはその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。ただし、本サービスにかかるシステム(本サービスに関する当組合所定の二次元コードおよび当組合のシステム(以下「システム等」といいます。))の不具合等により対象商品の代金決済を行うことができなかった場合において、参加店および利用者が、当組合所定の手続を完了したときは、当組合は、参加店に対し、当該決済にかかる決済額を、当該手続の完了日を決済日とみなして、第4項に規定する手続にしたがって支払うものとします。
5. アクアコインアカウント保有者と参加店との間の対象商品の取引が当組合所定の方法によって取消または解除された場合、当組合はアクアコインアカウント保有者のアクアコインアカウントに第2項に基づき差し引いたアクアコインを返還することがあります。
6. 当組合は、理由のいかんを問わず、当組合がチャージバック(決済の取消しを意味します。以下同じです。)を実行すべき事由が発生したと判断した場合、チャージバックを行うことができるものとします。

7. 前二項に基づいて取引の取消しもしくは解除またはチャージバックが行われた場合、かかる取引の代金相当額(チャージバック等金額)は、第4項に規定される当組合から参加店への支払いの対象とはなりません。当組合がチャージバック等金額を第4項に基づいて参加店に既に支払い済みの場合、当組合は、第4項に基づき当組合から参加店に対して行われる次の支払いの金額からチャージバック等金額を差引充当することができ、また、かかる次の支払い額からの差引充当額がチャージバック等金額に満たない場合には、次回以降の支払い額からチャージバック等金額に満たないまで引き続き差引充当することができるものとします。また、当組合は、前記差引充当の代わりにまたは差引充当と共に、参加店に対してチャージバック金額の全部または一部の返還を求めることもできるものとし、参加店は、あらかじめこれらを承諾するものとします。

第5条(参加店による払戻し)

1. 参加店は、自己のアクアコインアカウントからアクアコインの払戻しを受ける場合は、当組合所定の方法により当組合に対する依頼を行うものとします。
2. 当組合は、前項の払戻し依頼を受けた場合は、その翌営業日に、払戻の対象となるアクアコインの額から、あらかじめ参加店が届け出た当組合に開設された普通預金口座に入金することにより支払うものとします。ただし、参加店のアクアコインアカウント残高が払戻額に満たない場合は前項の払戻し依頼ができないものとします。
3. 参加店が下記13条1項の有効期限内に払戻し依頼をせず、有効期限を経過後に参加店のアクアコインアカウントにアクアコインが残っている場合、当組合は、あらかじめ参加店が届け出た当組合の指定口座に支払うものとします。

第6条(参加店としての遵守事項)

1. 参加店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。
 - (1) 参加店は、アクアコインアカウント保有者が対象商品の決済にアクアコインを利用した場合には、当該アクアコインアカウント保有者が当該対象商品の代金を支払ったものとして取り扱わなければならないものとします。
 - (2) 参加店は、取扱禁止商品等を販売または提供しないものとし、当組合より商品またはサービスの一部について取扱い中止の要請があった場合、その指示に従うものとします。
 - (3) 参加店は、対象商品の提供にあたっては、法令その他の規制に違反してはなりません。
 - (4) 参加店は、アクアコインアカウント保有者によるアクアコインの利用を拒むことはできないものとします。ただし、アクアコインが盗取されたものであるとき、アクアコインの保有者がアクアコインを不正に取得したとき、または不正に取得されたアクアコインであることを知りながら使用したときはこの限りではありません。
 - (5) 参加店は、アクアコインアカウント保有者がアクアコインにより対象商品の決済を行う場合には、現金その他の支払手段を用いる第三者より不利な取扱いを行ってはなりません。
2. 参加店は、参加店店舗(対象商品の販売または提供を含みます。)において次に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) アクアコインアカウント保有者に不正な方法によりアクアコインを取得させ、または不正な方法で取得されたアクアコインであることを知ってアクアコインによる決済を許容する行為。
 - (2) アクアコインアカウント保有者にアクアコインアカウントまたはアクアコインを偽造もしくは変造させ、または偽造もしくは変造されたアクアコインであることを知ってアクアコインによる決済を許容する行為。
 - (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
 - (4) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
 - (5) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為。
 - (6) 当組合または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為。
 - (7) アクアコインを当組合所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為。
 - (8) アクアコインの譲渡を受ける行為。
 - (9) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為。
 - (10) 宗教活動または宗教団体への勧誘行為。
 - (11) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為。
 - (12) 当組合のサーバーやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、当組合のシステムの不具合を意図的に利用する行為、その他当組合による電子マネー事業の運営または他の利用者によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。
 - (13) 上記のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為。
 - (14) その他、当組合が不適当と判断した行為。
3. 当組合は、参加店が第1項各号のいずれかに違反すると判断した場合、または、参加店の行為または対象商品が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、参加店に対し、是正を要請することができるものとし、参加店は速やかにこれに応じなければならないものとします。

第7条(システムの使用等)

1. 参加店は、本契約および当組合の定める方法に従って、当組合システムその他本サービスに関する設備機器を利用するものとします。
2. 参加店は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器を自己の費用と責任において準備し、当組合所定の使用可能な状態に置くものとします。また、当組合システムを使用するにあたっては、自己の費用と責任において、参加店が任意に選択した電気通信サービスまたは電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします。
3. 参加店は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の使用環境に

じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。

4. 参加店は、当組合システムを複製、修正、改変または解析してはならないものとします。また、参加店は当組合システムを第三者に貸与または利用させてはならず、当組合システムまたはその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分してはならないものとします。

第 8 条 (権利帰属)

1. 当組合システム、その他当組合から貸与、提供または使用許諾されるソフトウェア、物品等(これらに含まれる一切のプログラム、コンテンツおよび情報を含みます。))に関する知的財産権、所有権その他一切の権利は当組合または当組合に権利を許諾する第三者にすべて帰属し、著作権法、商標法、意匠法等により保護されています。参加店は、参加店契約により明示的に許諾されている権利以外の何らの権利も取得するものではありません。
2. 当組合システムに関連して使用されているすべてのソフトウェアは、知的財産権に関する法令等により保護されている財産権および営業秘密を含んでいます。

第 9 条 (サービスの中止・中断)

1. 当組合は、システム保守、通信回線または通信手段、コンピュータの障害などによる本サービスの中止または中断の必要があると認めるときは、参加店に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を中止または中断することができるものとします。当組合は、本サービスの中止または中断により当組合から参加店へ第 4 条第 4 項に基づく支払いがなされなかった場合、当該未払金額を遅滞なく参加店に支払うものとします。この場合、当組合は、当組合に故意または重大な過失があった場合を除き、本サービスの中止または中断により参加店に損害等が生じた場合であっても、これを賠償する責任を負わないものとします。
2. 当組合は、システム等(ただし、当組合が管理するシステム等に限りません。))に障害等が発生した場合、可能な限り速やかに当該障害の復旧に努めるものとします。当組合は、かかる障害等により当組合から参加店へ第 4 条第 4 項に基づく支払いがなされなかった場合、当該未払金額を遅滞なく参加店に支払うものとします。この場合、当組合に故意または重大な過失があった場合を除き、かかる障害等により参加店に損害等が生じた場合であっても、これを賠償する責任を負わないものとします。

第 10 条 (守秘義務)

1. 当組合および参加店は、参加店契約に関連して知り得たお互いの技術上、営業上、その他一切の情報(個人情報を含み、以下「秘密情報」といいます。))を善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。また、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に対してこれらの秘密情報を開示し、またはこれらの秘密情報を含む一切の資料を交付しないものとします。ただし、参加店は、当組合が当組合システムの管理業務を委託する相手方が、当組合システムの管理に際して参加店にかかる秘密情報を取得し得ることおよび委託の範囲内でこれを利用する場合があることについて予め同意するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の 1 つに該当する情報は秘密情報から除外されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であっても、個人情報とはすべて秘密情報とはなりません。
 - (1) 取得以前に既に公知であるもの
 - (2) 取得後に取得者の責めによらず公知となったもの
 - (3) 取得前に既に所有していたものでその事実が立証できるもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの
3. 参加店は、相手方より提供を受けた秘密情報について、参加店契約の履行の目的のためにのみ使用できるものとします。
4. 当組合は、裁判所、政府もしくはその他の公的機関による秘密情報の開示の要請または命令を受けた場合には、かかる秘密情報を開示することができるものとします。
5. 当組合が要求した場合または秘密情報が不要になった場合には、当組合の指示に従い直ちに秘密情報を返却または廃棄もしくは消去するものとします。なお、廃棄または消去する場合には、復元不可能な態様にてこれを行うものとします。
6. 本条は、参加店契約の終了後 3 年間は有効に存続するものとします。

第 11 条 (当組合による個人情報の取扱い)

1. 当組合および参加店は、利用者の個人情報および本サービスに関する情報(利用者の氏名、住所、商品等発送先住所、対象商品の名称、数量、価格その他の本サービスに関する一切の情報をいいます。))を当組合および参加店がそれぞれ取得し、管理することを相互に確認するものとします。
2. 当組合は、当組合が参加店から取得した個人情報等(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報ならびにメールアドレス、通信ログおよびクッキー情報等をいいます。以下同じ。))に關し、当組合が別途定める個人情報保護宣言およびプライバシーポリシー等に基づき、適切に取り扱うものとします。
3. 参加店は、当組合が当組合システムの管理業務を委託する相手方に対し、当組合が、必要な措置を講じたうえで、参加店から取得した個人情報等を委託先に提供し、委託先が委託の範囲内で利用することについて同意するものとします。
4. 参加店は、本サービスに關し、個人情報等の取扱いが生じる場合、個人情報の保護に関する法律および所管官庁のガイドラインに従うとともに、善良な管理者の注意をもって適切に取り扱うものとし、不正アクセス、不正利用などの防止に努めるものとします。
5. 参加店は、参加店から利用者の個人情報等または第 1 項に定める本サービスに関する情報が第三者に漏えい等した場合、自らの費用と責任でこれに対処しなければなりません。

第 12 条 (反社会的勢力の排除)

1. 参加店は、自己またはその代表者、役員、経営に実質的に関与している者、従業員、代理人または媒介者(以下「関係者」といいます。))が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」といいます。))第 2 条第 2 号に規定する暴力団といえます。)
 - (2) 暴力団員(暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員といえます。)
 - (3) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
 - (7) 前各号に定める者(以下「暴力団員等」といいます。))が経営を支配していると認められる関係または経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (8) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (9) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便益を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (10) 前各号のほか暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 参加店は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動(自己またはその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。))をし、または暴力を用いて行う要求行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
3. 当組合は、参加店が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく参加店契約を解除することができます。
4. 当組合は、前項の規定により参加店契約を解除した場合、かかる解除によって参加店に生じた損害、損失および費用を補償する責任を負わないものとします。

第 13 条 (有効期間)

1. 参加店契約の有効期間は、参加店契約が成立した日から平成 30 年 7 月 1 日までの期間とします。
2. 当組合は、前項に定める期間中であっても、参加店に対して書面による通知または本プロジェクト実証実験中止のお知らせ(その方法を問いません。))を行うことにより、参加店契約を解約することができるものとします。

第 14 条 (参加店契約の解除)

1. 当組合は、参加店が次の各号に定める事由に該当する場合、参加店に対し何ら催告その他の手続を要することなく、参加店契約を直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 第 5 条に違反したとき
 - (2) 前号に記載する場合のほか、参加店契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき
 - (3) 手形または小切手の不渡りがあったとき、支払停止になったとき、信用状態に重大な不安が生じたとき
 - (4) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (5) 仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、競売等の申立てを受けたとき
 - (6) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、または自ら申し立てたとき
 - (7) 合併、解散、減資または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議があったとき
 - (8) その他信用不安事由が生じ、または契約を継続し難い事由が生じたとき
 - (9) 前各号の事由が生じるおそれがあると当組合が合理的に判断したとき
2. 前項各号の事由が生じた参加店は、当該事由に起因して当組合に生じた損害を賠償しなければならないものとします。なお、前項各号の事由が生じた参加店は、参加店契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を優先し、直ちに当該債務を一括して当組合に支払うものとします。

第 15 条 (契約等終了後の措置および残存条項)

1. 理由の如何を問わず、本プロジェクト実証実験または参加店契約が終了した場合、参加店は直ちに当組合システムを含む本サービスの利用を停止するものとし、参加店契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、参加店店舗その他参加店が発信するツール上から当組合および本サービスに関する記述を削除するものとします。さらに、参加店は、当組合から、参加店契約に基づき付与された電子決済用二次元コード、システム等に関するログイン ID およびパスワードを、当組合の指示に従って速やかに当組合に返却または破棄するものとします。
2. 本規約の各条において明示的に記載されている場合のほか、第 4 条第 5 項、第 7 条、第 8 条、第 11 条第 4 項、本条、第 15 条ないし第 17 条および第 20 条ないし第 22 条の各規定は、参加店契約終了後といえども有効に存続するものとします。

第 16 条 (損害賠償)

1. 参加店が、参加店契約の違反によって当組合または利用者に損害を与えた場合には、その一切の損害(合理的な弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それに限られません。))を直ちに当組合または利用者に賠償する責任を負うものとします。

2. 参加店は、本サービスに関する参加店の営業(参加店店舗の運営、対象商品の販売または提供を含みますが、これらに限りません。)に関連して第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等(以下「クレーム等」といいます。)を受けた場合、当組合と協力して当該クレーム等を処理解決するものとします。当該クレーム等の処理解決に要した費用の負担については、別途協議の上決定するものとします。
3. 当組合は、参加店契約に定める事項に関して、当組合の故意または重大な過失によって参加店に損害を与えた場合、参加店に生じた通常かつ現実の直接損害を賠償するものとします。

第 17 条 (免責)

1. 天災事変、戦争、内覧、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、通信回線もしくは諸設備の故障、その他当組合および参加店の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、当組合および参加店は互いに何らの責任も負わないものとします。
2. 前項に掲げる事由その他事由の如何を問わず、参加店契約の履行が困難となり、もしくはそのおそれが生じ、または参加店契約の履行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、当組合および参加店は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行い、双方の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとします。

第 18 条 (譲渡禁止等)

参加店は、当組合の事前の書面による承諾なくして、参加店契約上の地位、または参加店契約から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。

第 19 条 (参加店への通知)

1. 参加店に対する通知は、あらかじめ参加店が届け出た宛先に、郵便、ファックスまたは電子メールにより送付または送信することによって行うものとします。
2. 参加店は、参加店契約の申し込み時に記載した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当組合に届け出るものとします。ただし、参加店店舗については、当組合が当該届出を受けて、承認したもののみ変更の効力が生じるものとします。
3. 前項に規定する届出が遅延したことまたはかかる届出が行われないことにより、当組合からの通知またはその他送付書類、第 4 条第 4 項に規定する振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに参加店に到着したものとみなします。

第 20 条 (本規約の変更・廃止)

1. 当組合は、相当の事由があると判断した場合には、参加店の事前の承諾を得ることなく、当組合の判断により、本規約をいつでも変更または廃止することができるものとします。
2. 本規約を変更または廃止したときは、参加店に通知するものとします。本規約の変更の効力が生じた後、参加店が本サービスを利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなします。

第 21 条 (準拠法)

本規約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第 22 条 (管轄)

本サービスに起因または関連して参加店と当組合との間に生じた紛争については千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条 (誠実協議)

本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、参加店と当組合で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。

以上